

伊那市に居住し、就職した方の

奨学金の返還を
支援します!若者「^{移住}「E・J・U」
定住促進

最大5年間で120万円補助



伊那市では、地域産業の担い手となる若者の人材確保を図るため、市内に定住し、就職する方を対象に、在学中に借り入れた奨学金の返還に係る費用の一部について補助します。

■ 対象者

大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）、大学校を卒業した30歳未満の方で、伊那市に定住し、雇用期間に定めなく就職する方。（公務等を除く）

※対象者として事前に認定を受ける必要があります。（詳しくは、裏面の「事前認定の申請方法」をご覧ください。）



■ 補助内容

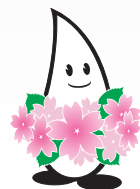
対象期間：認定後に返還が開始される場合、返還開始日の含まれる月から5年間（60ヶ月）。
既に返還を開始されている場合、認定日の属する月から5年間（60ヶ月）。

補助率：前年度中（4月～翌年3月）に返還した奨学金の額の2/3以内。
ただし、市内に本社・本店のある企業に就職した場合は3/3以内。

補助上限：5年間で120万円（上限24万円/年）

■ 対象奨学金

日本学生支援機構 第一種奨学金・第二種奨学金、
厚生労働省 技能者育成資金融資制度 など



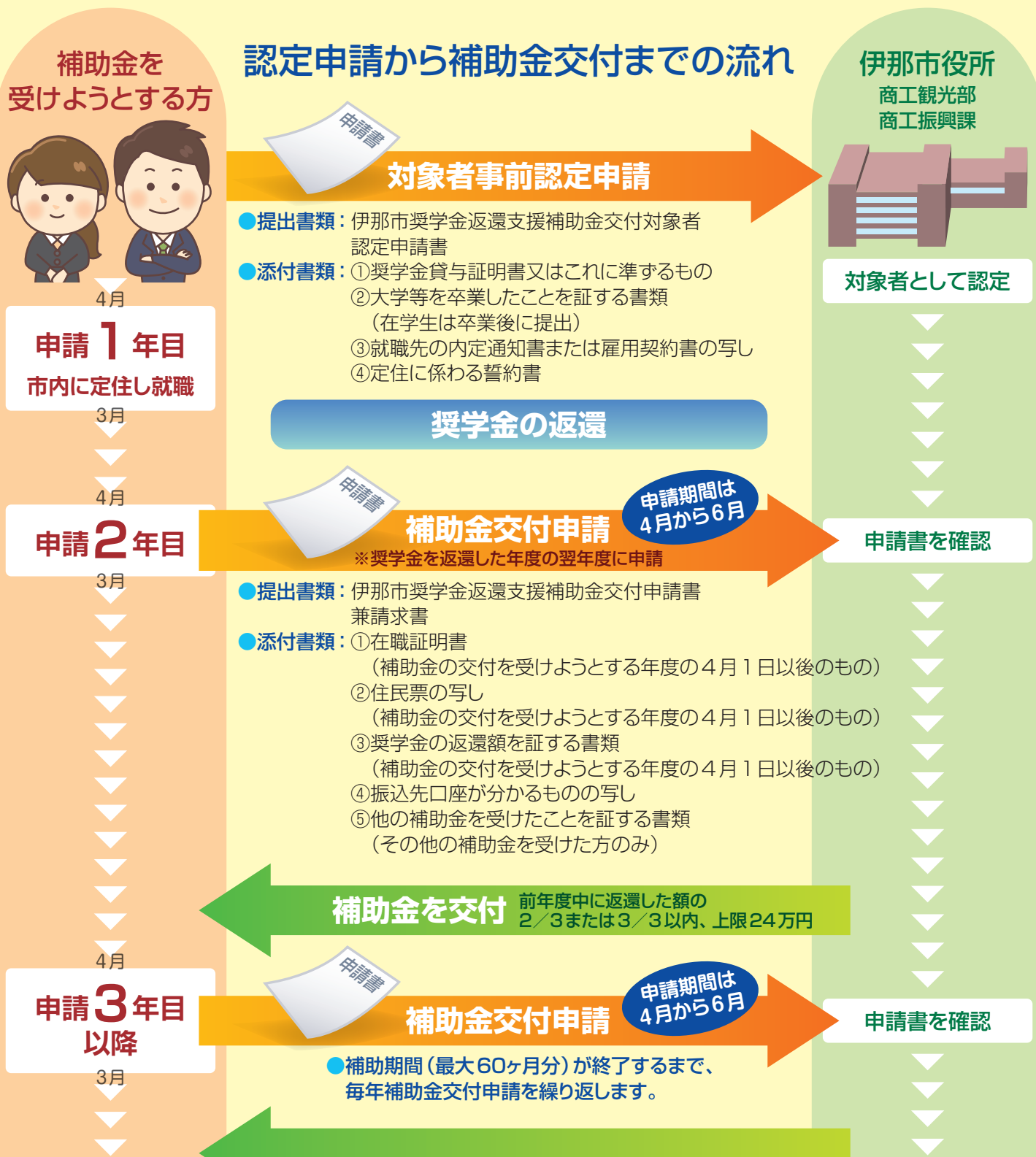
伊那市
イメージキャラクター
「イーナちゃん」

詳しくは裏面をご覧ください

■ 事前認定の申請方法

補助金の交付を受けようとする方は、**事前に認定を受ける必要があります。**(申請時点で30歳未満の方が対象です)

※就職前に認定を受けた方で、認定を受けた日から1年以内に就職しなかった場合は、認定が取り消されます。



■ お問い合わせ

伊那市役所 商工観光部 商工振興課

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地
電話 0265-78-4111 (内線2431・2432) E-mail: skk@inacity.jp

伊那市ホームページでのご案内はこちら

